

2021年3月1日

エコマーク商品類型 No.123 「建築用製品(内装工事関係用資材)Version2.15」  
分類 C-4 「断熱材」の部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会  
エコマーク事務局

## 1. 改定の経緯、概要

本商品類型では、建築用製品の対象製品の分類および品質に関する基準として、日本産業規格で定められる基準を引用し、基準項目を設定している。今般、参照している日本産業規格のうち、JIS A9521:2011「住宅用人造鉱物繊維断熱材」が改正されたため、部分改定を行う。

<補足>

住宅用の人造鉱物繊維断熱材だけを規定していた JIS A9521 に、建築及び住宅に使用する有機繊維断熱材及び JISA9511:2006R「発泡プラスチック保温材」に規定される発泡プラスチック材料のうち建築及び住宅に使用する断熱材がを包含され、また規格名称が「建築用断熱材」と改称されたため、記載を変更するもの。なお、JIS A9511は包含後も有効（廃止されていない）なため適用範囲には残している。

## 2. 改定箇所

以下のとおり、品目を変更する。(追加：下線部、削除：見え消し)

### 2. 適用範囲

- 人造鉱物繊維保温材 JIS A 9504
- 発泡プラスチック保温材 JIS A 9511、およびこれに相当する保温材
- 住宅用人造鉱物繊維建築用断熱材 JIS A 9521
- 吹込み用繊維質断熱材 JIS A 9523
- 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム JIS A 9526
- 無機・有機混合系断熱材および無機系断熱材

## 4. 認定の基準と証明方法

### 4-1. 環境に関する基準と証明方法

- (1) 人造鉱物繊維保温材、住宅用人造鉱物繊維建築用断熱材、吹込み用繊維質断熱材および無機・有機混合系断熱材および無機系断熱材は、基材に表1に示す再生材料を、同表に規定する配合率以上使用すること。かつ、セルローズファイバー、木質材料を原料に使用する場合は、原料の木質部中に古紙または再・未利用木材が100%であること。なお、ロックウールについては、未利用材料を再生材料に含めて配合率を満たすことでもよい。

- (8) 人造鉱物繊維保温材、住宅用人工造鉱物繊維建築用断熱材および吹込み用繊維質断熱材のうち、グラスウール、ロックウール~~を使用するもの、ならびに発泡プラスチック保温材のうち~~またはフェノールフォームを使用した断熱材は、ホルムアルデヒド放散量について、JIS A9504、~~JIS A9511~~、JIS A 9521、JIS A 9523で定められたF☆☆☆☆等級の要件を満たしていること。

3. 改定日：2021年3月1日

以上